

岩手県稲、麦類及び大豆の種子の生産等に関する要領

農園第 588 号

制定 平成 30 年 3 月 30 日

第 1 目的

この要領は、岩手県稲、麦類及び大豆の種子の生産等に関する要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け農園第 587 号農林水産部長通知。以下「要綱」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

第 2 岩手県原種生産計画の策定

- 1 農産園芸課総括課長は、計画的かつ安定的な種子生産を確保するため、公益社団法人岩手県農産物改良種苗センター（以下「種苗センター」という。）が作成する種子需要及び供給の見通し等を踏まえ、様式第 1 号により、岩手県原種生産計画を次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる期日までに、毎年度策定する。

区 分		期 日
春 夏 作	稲 大麦、裸麦及び小麦（春まきのもの） 大豆	2 月末日
秋 冬 作	大麦、裸麦及び小麦（春まきのものを除く）	8 月 31 日

- 2 農産園芸課総括課長は、品種の改廃、大幅な情勢変化等により、1 の規定にかかわらず岩手県原種生産計画を見直すことがある。

第 3 奨励品種決定調査

岩手県農業研究センター所長は、岩手県農作物奨励品種等の決定に関する要綱（平成 13 年 1 月 31 日付け農園第 725 号農政部長通知）に基づく奨励品種及び準奨励品種を決定するために必要な調査（以下「奨励品種決定調査」という。）を、別記 1 により実施する。

第 4 原種及び原原種の生産及び検査

- 1 岩手県農業研究センター所長は、県原種生産計画に基づき、原種及び原原種（以下「原種等」という。）の生産を行う。
- 2 原種等の生産及び検査は、別記 2 により実施する。

第 5 原種の供給

県原種生産計画に基づき生産された原種は、種苗センターに供給するものとし、その手続きは別に定める。ただし、農産園芸課総括課長が特に必要と認めたときは、この要領によらないで供給することができる。

第6 一般種子の検査依頼

- 1 種苗法（平成10年法律第83号）第61条に基づく指定種苗の生産等に関する基準（平成14年4月1日農林水産省告示第933号。以下「生産等基準」という。）の検査を依頼する者（以下「検査依頼者」という。）は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる期日までに、様式第2号を、管轄する農業改良普及センターに提出するものとする。

区 分		期 日
春 夏 作	稲 大麦、裸麦及び小麦（春まきのもの） 大豆	6月15日
秋 冬 作	大麦、裸麦及び小麦（春まきのものを除く）	10月31日

- 2 農業改良普及センター所長は、検査依頼を取りまとめ、春夏作の作物については6月30日までに、秋冬作の作物については11月15日までに、様式第3号により、農産園芸課総括課長に報告するものとする。

第7 一般種子の生産

検査依頼者は、別記3により、一般種子の生産を行うものとする。

第8 一般種子の生産等基準検査

- 1 一般種子の検査は、生産等基準に基づき、別記4の方法で実施する。
- 2 農産園芸課総括課長は、生産等基準の検査を行う職員に対し、検査に必要な知識、技術の習得及び向上のため、技術書の配布、研修会の開催等必要な措置を講じるものとする。
- 3 農業改良普及センター所長は、次のとおり検査を実施する。
 - (1) 検査の実施前に、検査依頼者その他関係者を招集し、検査の方針及び計画を協議する。
 - (2) ほ場及び生産物の確認に当たり、極力同じ職員が担当するよう配慮する。これが困難である場合には、引き継ぎのための連絡を十分に行うよう配慮するものとする。
 - (3) 検査に当たり、現状では基準に適合しないものであっても、抜取り、再調製等により基準に適合すると認められる場合には、必要な措置を説明した後に再確認を行うことができるものとする。
 - (4) 検査結果について、野帳を作成して詳細に記録する。
 - (5) 検査を円滑かつ適正に実施するため、検査依頼者に対し次の事項について調査、助言及び指導を行うものとする。

ア ほ場検査前

- (ア) 種子の予措の方法及び育苗の管理方法

- (イ) 播種期又は移植期
- (ウ) 病虫害発生状況及び防除の方法
- (エ) 異種、異品種等の個体の抜取り状況
- イ 生産物検査前
 - (ア) 収穫、乾燥、調製及び包装の方法並びに農機具の清掃の方法
 - (イ) 種子の調製用機械・施設の調整の方法

第9 一般種子の検査結果の報告

- 1 農業改良普及センター所長は、ほ場検査又は生産物検査を終了した場合（ほ場検査にあっては、最終期）は、速やかに、様式第4号又は様式第5号により、検査依頼者に検査結果を報告する。
- 2 農業改良普及センター所長は、検査終了後14日以内に、様式第6号又は様式第7号により、検査結果を農産園芸課総括課長に報告しなければならない。

第10 優良な種子の生産及び普及のための助言及び指導

農業改良普及センター所長は、種子生産者又は種子生産委託者に対し、優良な種子の生産及び普及のために必要な助言及び指導（以下「指導等」という。）を行う場合には、次の点に留意するものとする。

- 1 種子の生産に関係する者に、より優良な種子の生産及び普及が熱意をもって取り組まれるよう資料の配付、研修会の開催、現地指導等実効のある方法を用いて指導等を行うこと。
- 2 新たに種子の生産に関係する者に対しては、種子生産の目的等の理解の醸成に努めること。

附 則

この要領は、平成30年4月1日より施行する。

別記 1

奨励品種決定調査の方法

要領第 3 の「奨励品種決定調査」の方法は、次のとおりとする。

1 調査対象品種

(1) 奨励品種決定調査（以下「調査」という。）の対象となる品種は、次のすべての要件を満たすものの中から岩手県農作物奨励品種検討会議の審議を経て決定するものとする。

ア 調査に支障のない程度に品種の固定が進んでいること。

イ 調査に必要な種子が十分供給されること。

ウ 病虫害抵抗性その他の主要な特性について、検定により明らかにされていること。

エ 対照品種との比較栽培試験等により、対照品種より改善された点が認められること。

(2) 品種の育成者は、調査を受けようとする品種について、(1)のアからエまでの事項に関する資料を添えて次の期日までに申請を行うものとする。ただし、あらかじめ協議して別の期日を設けた場合には、この限りではない。

区 分		期 日
春 夏 作	稲 大麦、裸麦及び小麦（春まきのもの） 大豆	2 月末日
秋 冬 作	大麦、裸麦及び小麦（春まきのものを除く）	8 月 31 日

(3) (2)の申請によって明らかとなった科学的知見について、岩手県農作物奨励品種検討会議が更に知見の収集が必要と判断した項目については、追加的に必要な調査を実施し、知見の収集を行った上で調査対象品種を決定する。

2 調査の期間

調査の期間は、調査対象品種に係る他の都道府県その他の機関の調査結果等を踏まえ設定し、現地調査まで含めて、原則 3 年以内とする。ただし、3 年未満の調査であっても他の都道府県その他の期間の調査結果から調査対象品種の特性が明らかかな場合には、この期間を短縮することができる。

3 調査に用いる品種

調査には次の品種を用いる。

(1) 標準品種

原則として奨励品種として普及しており、調査対象品種と比較する上で基準となる品種

(2) 比較品種

特定の形質を比較するための品種

4 調査の概要

- (1) 調査は基本調査及び現地調査により行う。この際、調査対象品種に係る他の都道府県その他の機関の調査結果等の既存の知見によって当該調査対象品種の特性が既に十分に明らかになっている場合は、当該特性に係る調査を省略することができる。
- (2) 現地調査に用いるほ場の管理を委託する農業者は、当該ほ場を日常的に管理することが可能な者の中から選定するものとする。また、選定した農業者とは、奨励品種に決定される以前の調査対象品種の種子が他に渡らないよう特に調査ほ場から得られる生産物の処分方法について、あらかじめ取り決めておくものとする。
- (3) 調査の栽培試験で用いる耕種概要は、次のとおりとする。

奨励品種決定調査の耕種概要の基準

調査の種類		農作物の種類	区 制		耕種法の種類
			1区面積	区数	
基本調査	予備調査	稲 麦類 大豆	6 m ² 以上 10 m ² 以上 12 m ² 以上	2区以上	作期、施肥水準、移植、播種の方法等は広く普及している耕種様式により調査を行う。
	本調査	稲 麦類 大豆	6 m ² 以上 10 m ² 以上 12 m ² 以上	3区以上	作期、施肥水準、移植、播種の方法等は広く普及している耕種様式を原則として複数用いて調査を行う。
現地調査		稲 麦類 大豆	20 m ² 以上	2区以上	作期、施肥水準、移植、播種の方法等は調査対象品種の普及対象地域に最も普及している耕種様式により調査を行う。

5 調査項目

調査項目は、次のとおりとする。この際、調査対象品種に係る他の都道府県その他の機関の調査結果等の既存の知見によって当該調査対象品種の特性が既に明らかになっている場合は、当該特性に係る調査項目を省略する。

奨励品種決定調査の調査項目の基準

調査の種類		調査の項目
基本調査	予備調査	1 稲 播種期、移植期(直播の場合は入水期)、出穂期、成熟期、発芽の良否(直播又は陸稲の場合に限る。)、稈長、穂長、穂数、全重、玄米収量、標準品種との玄米収量の比較比率、玄米千粒重、玄米品質、倒伏程度、病虫害、気象災害その他の障害に対する抵抗性、有望度及び有利又は不利とした形質
		2 麦類 播種期、出穂期、成熟期、発芽の良否、稈長、穂長、穂数、子実収量、千粒重、子実品質、倒伏程度、病虫害、気象災害その他の障害に対する抵抗性、有望度及び有利又は不利とした形質
		3 大豆 播種期、開花期、成熟期、発芽の良否、茎長、分枝数、子実収量、百

		<p>粒重、子実品質、倒伏程度、病虫害、気象災害その他の障害に対する抵抗性、有望度及び有利又は不利とした形質</p>
	<p>本調査</p>	<p>1 稲 予備調査の項目に次の項目を追加する。 ・ 心白又は腹白の多少、とう精歩合及び食味</p> <p>2 麦類 予備調査の項目に次の項目を追加する。 ・ 容積重及び子実加工品の品質</p> <p>3 大豆 予備調査の項目に同じ。</p>
	<p>現地調査</p>	<p>1 稲 基本調査の予備調査の項目から全重を除いたものに次の項目を追加する。 ・ 最高分けつ期の草丈及び茎数</p> <p>2 麦類 基本調査の予備調査の項目に同じ。</p> <p>3 大豆 基本調査の予備調査の項目から分枝数を除いたもの。</p>

別記 2

原種等の生産及び検査

要領第 4 の「原種等の生産及び検査」は、次のとおりとする。

I 原種等の生産

1 原種

- (1) 品種の混交を避けるために、異品種からの隔離、周辺への同一品種の配置等適切な管理を行うものとする。
- (2) 異種類、異品種等の個体が発見し易いよう可能な限り疎植又は薄播きとする。

2 原原種

- (1) I の 1 の (1) に同じ。
- (2) 1 本植え又は 1 粒播きによる系統栽培とする。
- (3) ほ場又は生産物の検査結果、品種本来の特性と異なる個体又は種子が混入している系統の全部を除外した上で、翌年の原原種を生産に用いる原原種を系統別に保存するとともに、残余の個体を原種を生産に用いるものとする。
ただし、保存する原原種の系統は、品種の固定度に応じ適切な数を選択するものとする。

3 留意事項

- (1) 気象、土壌、用水等の自然条件が生産しようとする品種の栽培に適した地域内にほ場があること。
- (2) 周辺のは場における植物又は品種の花粉、病原体、汚水等から原種等の生産が重大な支障を受ける恐れのないこと。
- (3) 原種等の生産に直接責任を有する者が、原種等の生産方法に関し必要な知識及び技術を有し、かつ、生産しようとする品種の来歴、特性、固定度等に関する知識を有し、かつ、優良な原種等の生産に熱意を有していること。
- (4) 原種等の生産に必要な機械及び施設を利用できる体制を有していること。
- (5) 原種等の生産にあたり、栽培方法等について中央農業改良普及センター・県域普及グループが必要な助言及び指導を行うこと。
- (6) その他原種等の生産に係ることは、農業研究センターが定める。

II 原種等の検査

1 検査の依頼

農業研究センター所長は、原種等のほ場検査、生産物検査について、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる期日までに、原種生産を行うほ場が所在する地域を所管する農業改良普及センター所長へ依頼する。

区 分		期 日
春	稲	6 月 15 日
夏	大麦、裸麦及び小麦（春まきのもの）	
作	大豆	

秋 冬 作	大麦、裸麦及び小麦（春まきのものを除く）	10月31日
-------------	----------------------	--------

2 原種等の検査

農業改良普及センター所長は、依頼のあったほ場検査、生産物検査を次に定めるとおりに行う。

III ほ場検査

1 検査の時期及び回数

ほ場検査は、次の各時期に行うことを基本とする。また、当該時期における確認では適正な検査を実施することが困難な場合には、適切な別の時期に加えて検査を行う。

また、確認作業はほ場全体の状況が十分確認できる方法で行い、早朝及び日没を避け、好天日に実施する。

検査時期 種類	第1期	第2期
稲及び麦類	出穂期	糊熟期
大豆	開花期	成熟期

2 検査基準（最高限度）

検査項目 種子 の種類	異種株、異品種株及び品種特性が変化した変異株(注1)	雑草	種子伝染性の病虫害(注2)	その他の病虫害及び気象被害	農作物の生育状況
原原種 原種	含まないこと	少発生であること	含まないこと	20%	特に異常な生育を示していないこと

(注1) 異種は、異なる種類の農作物とする。異品種は、同質遺伝子品種を除くものとする。品種特性が変化した変異株は、検査対象品種のうち、当該変異が当該農作物の生産上特に支障のないものであり、当該品種に通常発生し、かつ、他の品種と同程度に発生するものであって、当該品種に由来することを当該品種の育成者又は育成機関が明らかにしているものを除く。

(注2) 種子伝染性の病虫害は、次に掲げるもの。

稲：馬鹿苗病及び線虫心枯病

麦類：黒穂病、斑葉病、条斑病及び穀実線虫病

大豆：ウイルス病、黒痘病及び紫斑病

3 検査の単位

検査は、農道、畦畔、垣根、周縁作物等で明確に区分されたほ場を1単位とする。

4 異種株、異品種株及び品種特性が変化した変異株

全株を検査する。ただし、あらかじめその精度について十分立証された方法による抽出検査に代えることができる。

5 その他の項目の確認

ほ場 1 単位ごとにその外側を回りながら、又は適宜ほ場に入って周囲を注意深く見渡し農作物の外観を検査し、混入、発生及び生育の程度を判定する。ただし、混入等の著しい箇所が見出された場合でも、局所的なときは精密な検査を行い、雑草及び被害株の除去等適切な処置をとった上で、種子として使用に差し支えないと認められる場合は検査基準に適合するものと判断する。

III 生産物検査

1 検査の時期

生産物検査は、原種として出荷に向けて密封する直前に行う。ただし、検査を行う上で必要な場合には、収穫後から包装・出荷までの期間の必要な時期に更に検査を行う。

2 検査基準

検査項目 種子の種類		最低限度	最高限度			
			発芽率 (注 2)	異品種種子 (注 3)	異種種子 (注 4)	雑草種子 (注 5)
稲	原原種 原種	90%	含まないこと	含まないこと	0.2%	0.5%
麦類	原原種 原種	80%	含まないこと	含まないこと	0.2%	0.5%
大豆	原原種 原種	80%	含まないこと	含まないこと	0%	10%

(注 1) 百分率は、発芽率を除き、全量に対する重量比をいう。

(注 2) 発芽率は、検査対象品種の純種子（成熟種子、未熟種子及び被害種子（種子の内容が線虫の虫えい又は菌体によって置き換わっているもの、稲及び麦類の場合粒の原形の 1 / 2 以下のもの並びに大豆の場合粒の原形の 1 / 2 以下のもの及び子葉が 1 枚以下のもの並びに種皮が完全に離脱したものを除く。）をいう。以下同じ。）に対する正常に発芽する種子の粒数割合とする。

なお、正常に発芽する種子とは、稲及び麦類の場合、十分かつ健全に発達した種子根、茎及び第 1 葉（鞘葉から 1 / 2 以上抽出したものに限る。）を有し、かつ、種子に著しい衰弱がない芽生を生じた純種子をいい、大豆の場合十分かつ健全に発達した一次根、茎（展開した 2 枚の子葉を有するものに限る。）及び 2 枚の初生葉及び頂芽を有する芽生を生じた純種子をいう。

(注 3) 異品種種子は、検査対象品種の純種子を除いた当該稲、麦類及び大豆の種類（稲の場合、水陸稲別及びもち・うるち別の種類に区分した場合の当該稲の種類をいう。（注 4）において同じ。）の純種子をいう。

(注 4) 異種種子は、当該稲、麦類及び大豆の種類を除いた他の農作物の純種子をいう。

(注 5) 強害雑草で防除が困難なものは、調製による除去の難易度を勘案してその混入を禁止する。

(注 6) 種子伝染性の病虫害種子は含んではならない。

3 検査の方法

(1) 検査の単位

1 包装を単位とする。ただし、機械的に十分均質化された荷口を作成することが可能な場合には、抽出検査又はばら検査を行うことにより当該荷口を1単位とすることができる

(2) 検査試料の抽出方法

荷口の作製方法、検査場所の状況等を勘案して、次のいずれかの方法を採用する。

ア 毎個検査

1 包装ごとに抜取り検査を行う。

イ 抽出による確認

検査場所の状況を勘案して、次の移動法又は静置法により検査する。

(ア) 移動法

a 連続して作製される検査を行う対象の個袋を、原則として100個以上について毎個確認し、不良個袋（検査の基準に適合しないものをいう。以下同じ。）率を決定し、不良個袋率が5.05%以下の場合に限り抽出による検査を行う。

b 抽出検査に移行する場合には、まず検査の基準に適合する個袋が連続して次の数に至るまで毎個の検査を行う。もし当該数に至る前に不良個袋が見い出されれば、新たに次の個袋から数え始め、毎個検査を続ける。

不良個袋を合格個袋と取り換える場合 43 個

不良個袋を取り除く場合 44 個

c 合格個袋がbの数に至った場合には、次の個袋から10個ごとに区切り、この各抽出区切りから無作為に1個を抽出して検査し、当該個袋が合格する限りこの抽出による検査を続ける。

d 抽出検査で不良個袋が見いだされれば、次の区切りから毎個検査に戻るものとする。

(イ) 静置法

a 均質な荷口を構成する個袋群から、次の表において荷口中の個袋数ごとに掲げた抽出個袋数を無作為に抽出し、検査をする。

荷口中の個体数（個）	抽出個体数（個）	不良個体数（個）
50 以下	17	0
51～100	33	1
101～200	60	3
201～300	83	5
301～400	100	6
401～500	110	7
501～600	125	8
601～800	140	9
801～1000	150	10

b 検査の結果、不良個袋数が(a)の表に掲げる数を超えないときは、当該荷口は合格とする。また、超えるときは、毎個検査に切り換えるものとする。

c 不良個袋は、取り除くものとする。

ウ ばら検査

- (ア) 施設において連続的に処理され、自動試料採取装置を設置している場合における検査の試料は、経時的、経量的に受検ロットの重量の 1/1,000 以上を採取する。
- (イ) (ア) 以外の場合であって、大型の出荷容器を用いるときにおける検査に供する試料は、穀刺又は採取器で受検ロットの 5 か所以上から試料採取の位置が偏在しないように採取する。
- (ウ) (ア) 又は (イ) の方法により採取した試料は、均一であることを確認した後、試料均分器又は四分法により縮分して検査対象試料を作成する。

(3) 発芽率の測定方法

ア 発芽率の測定に使用する試料の数量

発芽率を測定するための試料は、測定対象ごとに 1 区 100 粒、4 反覆分計 400 粒を用意する。

イ 測定条件

農作物の種類	発芽床の条件 (注1)	温度 (注2)	測定日 (注3)		休眠打破法 (注4)
			第1回目	最終	
稲	ろ紙の上、間又は砂の中	25℃	5	14	予熱処理 (50℃、7日以内)、水若しくは1規定硝酸に浸漬 (24時間)
大麦	ろ紙の間又は砂の中	20℃	4	7	予熱処理 (30~35℃、7日以内)、予冷処理 (5~10℃、7日以内) 又は 0.05%ジベレリン溶液若しくは 0.2%硝酸カリウム水溶液に浸漬
裸麦	〃	〃	4	8	〃
小麦	ろ紙の上、間又は砂の中	〃	4	8	〃
大豆	ろ紙の間、砂で又は砂の中	25℃	5	8	—

(注1) 照光条件で行うことが望ましい。

(注2) ±2℃の範囲に温度変化を留める。

(注3) 休眠打破を行った期間は含まない。第1回目の測定日は、品種の特性等に応じて3日以内の適切な幅を設定する。砂を用いて検査を行った場合で7~10日以内に終わるものについては第1回目の算定を省略してよい。また、最終の測定日は過ぎないように測定を行うが、検査期間を延長することが適当と考えられるときは7日まで検査期間を延長することができる。

(注4) 発芽率の評価に必要な休眠打破法については、上述のどの方法あるいはどの組合せも用いることができる。また、必要に応じて、別途、科学的根拠に基づいた手法を選択できる。

ウ 発芽率の測定結果の計算と誤差の取扱い

- (ア) 平均発芽率は、4反復で測定した結果の平均を百分率で整数（端数は四捨五入）として算出。
- (イ) その際、各反復の最高値と最低値の差が次の表の4反復の誤差の最高限度以下であればそのまま用い、差が誤差の最高限度を超える場合は、再測定を行う。

平均発芽率 (%)	測定区間誤差の 最高限度	平均発芽率 (%)	測定区間誤差の 最高限度
99	5	86～84	14
98	6	83～81	15
97	7	80～78	16
96	8	77	17
95	9	76～73	17
94～93	10	72～71	18
92～91	11	70～67	18
90～89	12	66～64	19
88～87	13	63～56	19

4 純潔種子率検査の生産等基準及び留意点

少なくとも稲 50 g、麦類 100 g 及び大豆 500 g の種子を使用し下表を参考に純潔種子、異種種子、異品種種子、雑草種子、病虫害種子及びその他の内容物に分離し、稲は 1 / 100 g まで、麦類及び大豆は 1 / 10 g まで秤量し、それぞれの割合を求める。

用語	生産等基準	留意点
異種種子	0 %	異なる種類の農作物の種子をいう。
異品種種子	0 %	検査対象品種の純潔種子を除いた当該作物の異なる品種の種子をいう。ただし、検査対象品種の同質遺伝子品種を除く。
雑草種子	0.2% (稲及び麦類) 0% (大豆)	農作物以外の種子をいう。
病虫害種子 (種子伝染性病 虫害を除く)	0.5% (稲及び麦類) 10% (大豆)	種子伝染性病虫害によるものを除く病虫害種子をいう。
種子伝染性病虫 害種子	0 %	種子伝染性の病虫害は、次のもの。 稲 : ばか苗病及び心枯線虫病 麦類 : 黒穂病類、斑葉病、条斑病及び粒線虫病 大豆 : ウイルス性病害、黒とう病及び紫斑病

別記3

一般種子の生産

要領第7の「一般種子の生産」は、次のとおりとする。

1 一般種子生産ほ場の設置

- (1) 生産しようとする品種の栽培に適した気象、土壌、用水等の自然条件を有する地域内にはほ場があること。
- (2) 周辺のほ場における植物、混交の可能性のある植物の花粉、病原体又は汚水等から一般種子の生産が重大な支障を受けるおそれのないこと。
- (3) 同一のほ場において前作と同じ農作物の種子を生産する場合には、前作の収穫後1年以上経過した後に栽培が開始されていること。ただし、前作で生じた異種等種子がほ場に残留しないための措置を講じている場合は、この限りでない。
- (4) 隣接して同じ農作物を生産するほ場がある場合には、当該ほ場と畦畔、障害物等によって区分され、かつ、十分な距離が確保されるようにすること。ただし、交雑を防止するための措置を講じている場合は、この限りでない。
- (5) 必要な知識及び技術を有する者によって、ほ場が経営され、かつ、効率的な生産が適地において可能な限り集中して行われること。
- (6) 一般種子の生産に必要な機械及び施設を利用できる体制を有していること。
- (7) ほ場が、種子生産を効率的に行い得る適切な面積を有していること。
- (8) ほ場には、ほ場の検査前から収穫時まで、標札の設置を行うこと。なお、ほ場の検査において、検査に適合しないことが判明した場合は、直ちに標札を撤去すること。
- (9) 標札は、堅牢なものとするとともに、耐水性のインク等を用いて次の項目を記載し、標札の記載事項を見やすいところに設置すること。

標札の記載項目
ほ場所在地、ほ場面積、農作物名、品種名、播種期又は移植期、種子生産者又は種子生産委託者の氏名又は名称

(注) 種子生産者は、一般種子ほ場を経営する者、また、種子生産委託者は、種子生産者に種子の生産を委託した者をいう。

2 一般種子の乾燥調製

- (1) 一般種子の乾燥調製を行うための施設・設備
 - ア 乾燥調製に当たって混種が起こらないような方法が採用されていること。
 - イ 乾燥調製中に種子の出所及び由来が常に確認できるようになっていること。
 - ウ 乾燥調製作業及び種子の搬入・搬出に関する記録が適正に保存されていること。
 - エ 乾燥調製作業の責任者が確保されていること。
- (2) 異なる荷口同士を混合して新たな荷口を作成する場合には、種子の品種が同一である場合に限るものとする。ただし、同質遺伝子品種の一般種子を混合する場合を除く。

一般種子の生産等基準検査

要領第8の「一般種子の生産等基準検査」は、次のとおりとする。

I ほ場検査

1 検査の時期及び回数

次の各時期に行うことを基本として、日程を調整した上で実施する。また、当該時期における検査では適正な検査を実施することが困難な場合には、適切な別の時期に加えて検査を行う。

また、検査はほ場全体の状況が十分確認できる方法で行い、早朝及び日没を避け、好天日に実施する。

検査時期 種類	第1期	第2期
稲及び麦類	出穂期	糊熟期
大豆	開花期	成熟期

2 検査基準（最高限度）

異種株、異品種株及び品種特性が変化した変異株(注1)	雑草	種子伝染性の病虫害(注2)	その他の病虫害及び気象被害	農作物の生育状況
含まないこと	少発生であること	含まないこと	20%	特に異常な生育を示していないこと

(注1) 異種は、異なる種類の農作物とする。異品種は、同質遺伝子品種を除くものとする。品種特性が変化した変異株は、検査対象品種のうち、当該変異が当該農作物の生産上特に支障のないものであり、当該品種に通常発生し、かつ、他の品種と同程度に発生するものであって、当該品種に由来することを当該品種の育成者又は育成機関が明らかにしているものを除く。

(注2) 種子伝染性の病虫害は、次に掲げるもの。

稲：馬鹿苗病及び線虫心枯病

麦類：黒穂病、斑葉病、条斑病及び穀実線虫病

大豆：ウイルス病、黒痘病及び紫斑病

3 検査の単位

ほ場検査は、農道、畦畔、垣根、周縁作物等で明確に区分されたほ場を1単位とする。

4 異種株、異品種株及び品種特性が変化した変異株

全株を検査する。ただし、あらかじめその精度について十分立証された方法による抽出検査に代えることができる。

5 その他の項目の確認

ほ場1単位ごとにその外側を回りながら、又は適宜ほ場に入って周囲を注意深く見渡し農作物の外観を検査し、混入、発生及び生育の程度を判定する。ただし、混入等の著

しい箇所が見出された場合でも、局所的なときは精密な検査を行い、雑草及び被害株の除去等適切な処置をとった上で、種子として使用に差し支えないと認められる場合は検査基準に適合するものと判断する。

II 生産物検査

1 検査の時期

種子として出荷に向けて密封する直前に行う。ただし、検査を行う上で必要な場合には、収穫後から包装・出荷までの期間の必要な時期に更に検査を行う。

2 検査基準

検査項目 種子の種類	最低限度	最高限度			
	発芽率 (注2)	異品種種子 (注3)	異種種子 (注4)	雑草種子 (注5)	病虫害種子 (注6)
稲	90%	含まないこと	含まないこと	0.2%	0.5%
麦類	80			0.2	0.5
大豆	80			0	10

(注1) 百分率は、発芽率を除き、全量に対する重量比をいう。

(注2) 発芽率は、検査対象品種の純種子（成熟種子、未熟種子及び被害種子（種子の内容が線虫の虫えい又は菌体によって置き換わっているもの、稲及び麦類の場合粒の原形の1/2以下のもの並びに大豆の場合粒の原形の1/2以下のもの及び子葉が1枚以下のもの並びに種皮が完全に離脱したものを除く。）をいう。以下同じ。）に対する正常に発芽する種子の粒数割合とする。

なお、正常に発芽する種子とは、稲及び麦類の場合、十分かつ健全に発達した種子根、茎及び第1葉（鞘葉から1/2以上抽出したものに限る。）を有し、かつ、種子に著しい衰弱がない芽生を生じた純種子をいい、大豆の場合十分かつ健全に発達した一次根、茎（展開した2枚の子葉を有するものに限る。）及び2枚の初生葉及び頂芽を有する芽生を生じた純種子をいう。

(注3) 異品種種子は、検査対象品種の純種子を除いた当該稲、麦類及び大豆の種類（稲の場合、水陸稲別及びもち・うるち別の種類に区分した場合の当該稲の種類をいう。（注4）において同じ。）の純種子をいう。

(注4) 異種種子は、当該稲、麦類及び大豆の種類を除いた他の農作物の純種子をいう。

(注5) 強害雑草で防除が困難なものは、調製による除去の難易度を勘案してその混入を禁止する。

(注6) 種子伝染性の病虫害種子は含んではならないものとする。

3 検査の方法

(1) 検査の単位

1包装を単位とする。ただし、機械的に十分均質化された荷口を作成することが可能な場合には、抽出検査又はばら検査を行うことにより当該荷口を1単位とすることができる。

(2) 検査試料の抽出方法

荷口の作製方法、検査場所の状況等を勘案して、次のいずれかの方法を採用する。

ア 毎個検査

1 包装ごとに抜取り検査を行う。

イ 抽出による確認

検査場所の状況を勘案して、次の移動法又は静置法により検査する。

(ア) 移動法

a 連続して作製される検査を行う対象の個袋を、原則として 100 個以上について毎個確認し、不良個袋（検査の基準に適合しないものをいう。以下同じ。）率を決定し、不良個袋率が 5.05%以下の場合に限り抽出による検査を行う。

b 抽出検査に移行する場合には、まず検査の基準に適合する個袋が連続して次の数に至るまで毎個の検査を行う。もし当該数に至る前に不良個袋が見い出されれば、新たに次の個袋から数え始め、毎個検査を続ける。

不良個袋を合格個袋と取り換える場合 43 個

不良個袋を取り除く場合 44 個

c 合格個袋が b の数に至った場合には、次の個袋から 10 個ごとに区切り、この各抽出区切りから無作為に 1 個を抽出して検査し、当該個袋が合格する限りこの抽出による検査を続ける。

d 抽出検査で不良個袋が見いだされれば、次の区切りから毎個検査に戻るものとする。

(イ) 静置法

a 均質な荷口を構成する個袋群から、次の表において荷口中の個袋数ごとに掲げた抽出個袋数を無作為に抽出し、検査する。

荷口中の個体数（個）	抽出個体数（個）	不良個体数（個）
50 以下	17	0
51～100	33	1
101～200	60	3
201～300	83	5
301～400	100	6
401～500	110	7
501～600	125	8
601～800	140	9
801～1000	150	10

b 検査の結果、不良個袋数が a の表に掲げる数を超えないときは、当該荷口は合格とする。また、超えるときは、毎個検査に切り換えるものとする。

c 不良個袋は、取り除くものとする。

ウ ばら検査

(ア) 施設において連続的に処理され、自動試料採取装置を設置している場合における検査の試料は、経時的、経量的に受検ロットの重量の 1/1,000 以上を採取する。

(イ) (ア) 以外の場合であって、大型の出荷容器を用いるときにおける検査に供する

試料は、穀刺又は採取器で受検ロットの5か所以上から試料採取の位置が偏在しないように採取する。

(ウ) (ア) 又は(イ) の方法により採取した試料は、均一であることを確認した後、試料均分器又は四分法により縮分して検査対象試料を作成する。

(3) 発芽率の測定方法

ア 発芽率の測定に使用する試料の数量

発芽率を測定するための試料は、測定対象ごとに1区100粒、4反覆分計400粒を用意する。

イ 測定条件

農作物の種類	発芽床の条件(注1)	温度(注2)	測定日(注3)		休眠打破法(注4)
			第1回目	最終	
稲	ろ紙の上、間又は砂の中	25℃	5	14	予熱処理(50℃、7日以内)、水若しくは1規定硝酸に浸漬(24時間)
大麦	ろ紙の間又は砂の中	20℃	4	7	予熱処理(30~35℃、7日以内)、予冷処理(5~10℃、7日以内)又は0.05%ジベレリン溶液若しくは0.2%硝酸カリウム水溶液に浸漬
裸麦	〃	〃	4	8	〃
小麦	ろ紙の上、間又は砂の中	〃	4	8	〃
大豆	ろ紙の間、砂で又は砂の中	25℃	5	8	—

(注1) 照光条件で行うことが望ましい。

(注2) ±2℃の範囲に温度変化を留める。

(注3) 休眠打破を行った期間は含まない。第1回目の測定日は、品種の特性等に応じて3日以内の適切な幅を設定する。砂を用いて検査を行った場合で7~10日以内に終わるものについては第1回目の算定を省略してよい。また、最終の測定日は過ぎないように測定を行うが、検査期間を延長することが適当と考えられるときは7日まで検査期間を延長することができる。

(注4) 発芽率の評価に必要な休眠打破法については、上述のどの方法あるいはどの組合せも用いることができる。また、必要に応じて、別途、科学的根拠に基づいた手法を選択できる。

ウ 発芽率の測定結果の計算と誤差の取扱い

(ア) 平均発芽率は、4反覆で測定した結果の平均を百分率で整数(端数は四捨五入)として算出。

(イ) その際、各反覆の最高値と最低値の差が次の表の4反覆の誤差の最高限度以下

であればそのまま用い、差が誤差の最高限度を超える場合は、再測定を行う。

平均発芽率 (%)	測定区間誤差の 最高限度	平均発芽率 (%)	測定区間誤差の 最高限度
99	5	86~84	14
98	6	83~81	15
97	7	80~78	16
96	8	77	17
95	9	76~73	17
94~93	10	72~71	18
92~91	11	70~67	18
90~89	12	66~64	19
88~87	13	63~56	19

4 純潔種子率検査の生産等基準及び留意点

少なくとも稲 50 g、麦類 100 g 及び大豆 500 g の種子を使用し下表を参考に純潔種子、異種種子、異品種種子、雑草種子、病虫害種子及びその他の内容物に分離し、稲は 1 / 100 g まで、麦類及び大豆は 1 / 10 g まで秤量し、それぞれの割合を求める。

用語	生産等基準	留意点
異種種子	0%	異なる種類の農作物の種子をいう。
異品種種子	0%	検査対象品種の純潔種子を除いた当該作物の異なる品種の種子をいう。ただし、検査対象品種の同質遺伝子品種を除く。
雑草種子	0.2% (稲及び麦類) 0% (大豆)	農作物以外の種子をいう。
病虫害種子 (種子伝染性病 虫害を除く)	0.5% (稲及び麦類) 10% (大豆)	種子伝染性病虫害によるものを除く病虫害種子をいう。
種子伝染性病虫 害種子	0%	種子伝染性の病虫害は、次に掲げるもの及び他に都道府県知事が定めるものをいう。 稲 : ばか苗病及び心枯線虫病 麦類 : 黒穂病類、斑葉病、条斑病及び粒線虫病 大豆 : ウイルス性病害、黒とう病及び紫斑病

様式第1号（第2関係）

岩手県原種生産計画

作物名					
年次	品種名	原種		一般種子	
		作付面積 (ha)	生産量 (kg)	作付可能面積 (ha)	生産可能量 (kg)
当年				/	
○年					
○年					

一般種子は、原種を生産量から作付可能な面積・生産量を算出。

様式第 2 号（第 6 の 1 関係）

第 号
年 月 日

種子生産等基準の検査依頼書

〇〇農業改良普及センター所長 様

検査依頼者 住所

氏名（法人及び生産者団体は、その名称及び代表者の氏名） 印

岩手県稲、麦類及び大豆の種子の生産等に関する要領第 6 の 1 の規定により種苗法（平成 10 年法律第 83 号）第 61 条に基づく指定種苗の生産等に関する基準（平成 14 年 4 月 1 日農林水産省告示第 933 号。）の検査を依頼いたします。

なお、種子生産を行うほ場は、別紙のとおりです。

（別紙）

農作物名

番 号	ほ場所在地	種子生産者又は 種子生産委託者氏名	品種名	ほ場面積 (a)	採種経験

様式第3号（第6の2関係）

第 号
年 月 日

農産園芸課総括課長 様

農業改良普及センター所長

種子生産等基準の検査依頼について（報告）

岩手県稲、麦類及び大豆の種子の生産等に関する要領第6の2の規定により、別紙のとおり検査依頼がありましたので、報告します。

（別紙）

検査依頼者： _____

農作物名： _____

番 号	ほ場所在地	種子生産者又は 種子生産委託者氏名	品種名	ほ場面積 (a)	採種経験

ほ場検査結果報告書

氏名（法人及び生産者団体は、その名称及び代表者の氏名） 様

農業改良普及センター所長

岩手県稲、麦類及び大豆の種子の生産等に関する要領において定められている生産等基準に基づくほ場検査を実施したので、検査結果について、別紙のとおり報告します。

（別紙）

農作物名： _____

番号	品種名	ほ場所在地	見込収穫面積 (a)	見込生産数量 (kg)	検査 結果

様式第5号（第9の1関係）

第 号
年 月 日

生産物検査結果報告書

氏名（法人及び生産者団体は、その名称及び代表者の氏名） 様

農業改良普及センター所長

岩手県稲、麦類及び大豆の種子の生産等に関する要領において定められている生産等基準に基づく生産物検査を実施したので、検査結果について、別紙のとおり報告します。

様式第6号（第9の2関係）

第 号
年 月 日

農産園芸課総括課長 様

農業改良普及センター所長

種子生産ほ場検査結果の報告について

岩手県稲、麦類及び大豆の種子の生産等に関する要領第9の2の規定により、ほ場検査結果について、別紙のとおり報告します。

(別紙)

検査依頼者： _____

農作物名： _____

番号	品種名	ほ場所在地	見込収穫面積 (a)	見込生産数量 (kg)	検査 結果

様式第7号（第9の2関係）

第 号
年 月 日

農産園芸課総括課長 様

農業改良普及センター所長

生産物検査結果の報告について

岩手県稲、麦類及び大豆の種子の生産等に関する要領第9の2の規定により、生産物検査結果について、別紙のとおり報告します。

